

労働保険事務組合からのお知らせ

1. 当会で労働保険を委託されている事業主の方には2期分の労働保険料をご請求させて頂きました。
期日9月13日（金）までにお支払いをお願いします。
2. 本年4月1日から10日以上有給休暇日を所有している労働者には
年間で5日以上の有給休暇の取得をさせるよう義務化されました。